平成18年度の「指定取消」処分のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

		·	<u> </u>	本 人	種別			
		営利法人	特定非営利活 動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	合 計
	訪問介護	23	2					
	訪問入浴介護							
	訪問看護	3						
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導							
	通所介護	7						
	通所リハビリテーション							
	短期入所生活介護							
	短期入所療養介護							
	特定施設入居者生活介護							
	福祉用具貸与	3			†			
	特定福祉用具販売	1			T			
	居宅介護支援	14	1					
	介護老人福祉施設							
	介護老人保健施設							
	介護療養型医療施設							
	介護予防訪問介護	10	1					
ij	介護予防訪問入浴介護							
l Ľ	介護予防訪問看護	1						
ス 種	介護予防訪問リハビリテーション							••
別	介護予防居宅療養管理指導							
	介護予防通所介護	1						
	介護予防通所リハビリテーション							
	介護予防短期入所生活介護							
	介護予防短期入所療養介護							
	介護予防特定施設入居者生活介護							
	介護予防福祉用具貸与		† -					
	特定介護予防福祉用具販売	1			†			
	介護予防支援							
	夜間対応型訪問介護							
	認知症対応型通所介護	1						
	小規模多機能型居宅介護							
	認知症対応型共同生活介護	2						
	地域密着型特定施設入居者生活介護							
	地域密着型介護老人福祉施設人所者生活 介護			ļ	†			
	介護予防認知症対応型通所介護	1						
	介護予防小規模多機能型居宅介護							
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1			+	}		
	合 計	69			0	0	0	

平成18年度における「指定取消」処分の件数(都道府県・指定都市・中核市別)

	如话应归夕		取消	件数
	都道府県名 		都道府県	市町村
北	海	道	3	
北青岩宮秋	森	県		1
岩	手	県	1	
宮	城	県		
萩	///	道		
	形	一億		
山福茨栃群	 自	果果果果果果果果都		
一一	<u>島</u> 城	- 造		
[絵		亚		
鵥		四	2	
<u></u> 埼		否	<u>2</u> 4	
學	<u>玉</u> 葉	活	2	
 		- 法		
東	京		22	2
神新	<u> 奈</u> 川		2	
数	渴	県		
黨	<u>Щ</u>	県県県県県県県県県県原原		
石		. 県		
福		県		
山	梨	県		
長	野	県		
岐		県		
静	· 阜 岡	県		2
長岐静愛	知	億		
=		띊		
滋	 賀	一位	2	
滋京大	都	点	3	
学	阪	<u></u>	3 3	
	 庫	22-	6	
荟		杰	3	
杰				
(谐		塔		
兵奈和鳥島岡	取	県県県県県		
魯	根	塔		
1	<u></u> <u></u>			
丛_	島	界界界界界界界界界	1	
Щ		児		
· 德香愛高福佐長熊士		県		
[查		. 県		
愛	媛	. 県		
高	知	県	1	
福	岡	県	7	
佐	賀	県		
長	崎	県		
熊	本	県		
庆	分	県		
定	 	谱	3	
廛.	1島川媛知岡賀崎本分崎 島	県	3	
沖		県	-	
	<u>道府県合</u>		68	5
			00	J

※上記取消件数の都道府県·市町村の欄は、都 道府県及び管内の市町村が介護サービス事業 所に対して指定取消を行った件数である

札仙さ千川横新静浜名京大堺神広北福 圏旭青秋郡い宇川船横相富金長岐豊岡豊高東姫奈和岡倉攝下高松高長熊大宮鹿幌台た葉崎浜潟岡松 都阪 戸島 岡市館川森田山 2021 超橋 山沢野阜橋崎田槻 路良 山敷山関松山知崎本分崎 まま 一	
仙さ千川横新静浜名京大堺神広北福 圏旭青秋郡い宇川船横相富金長岐い、葉崎浜潟岡松 都阪 戸島 岡市郎山本田山 越橋 山沢野阜 ま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
川横新静浜名京大堺神広北福 圏旭青秋郡い宇川船横相富金長岐崎浜潟岡松 郡阪 戸島 岡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	
川横新静浜名京大堺神広北福 圏旭青秋郡い宇川船横相富金長岐崎浜潟岡松 郡阪 戸島 岡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	
川横新静浜名京大堺神広北福 圏旭青秋郡い宇川船横相富金長岐崎浜潟岡松 郡阪 戸島 岡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	
新静浜名京大堺神広北福 野川森田川 き宮 現原 中市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市]
新静浜名京大堺神広北福 野川森田川 き宮 現原 中市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	
名京大塚神広北福 下市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	
名京大塚神広北福 下市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	_
京	
京	-4
広	4
広	-
広	
北 九 州 市 福	-{
指定都市合計	
指定都市合計	-1
胆 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
旭 川 市 青 森 市 秋 田 市 い わ 吉 川 が 市 川 が 市 村 様 頂 市 車 市 市 車 市 市 車 市 市 車 市 市 車 市 市 車 市 市	9
い わ き 市 宇 都 宮 市 川	-
い わ き 市 宇 都 宮 市 川	-{
い わ き 市 宇 都 宮 市 川	
い わ き 市 宇 都 宮 市 川	
宇 都 宮 市 川 越 市 船 須 貨 市 相 模 原 市 富 山 市 金 沢 市 岐 阜 市	
川 越 市 船 橋 市 横 須 實 相 模 原 市 富 山 市 金 沢 市 岐 阜 市	-1
横 須 資 市 相 模 原 市 金 沢 市 長 野 市 岐 阜 市	- 1
横 須 資 市 相 模 原 市 金 沢 市 長 野 市 岐 阜 市	
相 模 原 市 富 山 市 金 沢 市 長 野 市 岐 阜 市	
富 山 市 金 沢 市 長 野 市 岐 阜 市	
<u>金</u> 沢 市 長 野 市 岐 阜 市	_
<u>長 野 市</u> 岐 阜 市	
岐 阜 市	
豊 岡 崎 豊 勇 東 大 阪 市 焼 奈 良	
一	
豊 田 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	_
東 大 阪 市 姫 路 市 奈 良 市	_
<u>) </u>	-
余 艮 市	
142	
和歌山市	
四	
倉 敷 市 福 山 市 下 関 市	
[一	
<u>「「」」 </u>	
高 松 市 松 山 市	-{
[鉴범	{
高知市	
<u> </u>	
光	
宮崎市	
熊 本 市 大 分 市 宮 崎 市 鹿 児 島 市	
鹿 児 島 市 中核市合計 総合計 7	-{
	0

平成18年度の「指定取消」処分にかかる取消事由

取消事由	等	等を含む)が禁錮 以上の刑に処せ	人員について、厚 生省令で定める 員数を満たすこと ができなくなった	関する基準に従った、適切な運営が	介護給付費の請 求に関して不正	帳簿書類の提出 命令等に従わず、 又は虚偽の報告 をした	質問に対し虚偽 の答弁をし、又は 検査を拒み、妨げ た	不正の手段により指定を受けた	健医療若しくは福祉	介護サービス等に 関し、不正又は著 しく不当な行為が あった
根拠条文(例)	9	第77条第1項第1号等	第77条第1項第2号等	第77条第1項第3号等	第77条第1項第5号等	第77条第1項第6号等	第77条第1項第7号等	第77条第1項第8号等	第77条第1項第9号等	第77条第1項第10号等
訪問介護((25)	4	9	6	16	8	6	5	1	2
訪問看護	(3)		2	1	2	2	1	1		
通所介護	(7)	1	1	3	4			1	1	1
福祉用具貸与	(3)	1	1			1				1
特定福祉用具販売	(1)									1
居宅介護支援((15)	3	6	6	8	2		3	1	3
介護予防訪問介護((11)	1	3	2	2	1		2	1	6
介護予防訪問看護	(1)		1			1				
介護予防通所介護	(1)									1
特定介護予防福祉用具販売	(1)	**								1
認知症対応型共同生活介護	(2)				1	1	1	1		
認知症対応型通所介護	(1)					1		1		
介護予防認知症対応型通所介護	(1)					1		1		
介護予防認知症対応型共同生活介護	(1)							1		
合 計 ((73)	10	23	18	33	18	8	16	4	16

^{※ ()}内は平成18年度に指定取消処分を受けた事業所の数

[※] 複数の取消事由により指定取消処分を受けている事業所があるため、取消事業所数と取消事由の数は一致しない

(2) 平成12年度~18年度までの指定取消の状況

平成12年度~平成18年度までの「指定取消」処分のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

				法人	種別			
		営利法人	特定非営 利活動法 人	医療法人	社会福祉 法人	地方公共 団体	その他	合 計
	訪問介護	145	16		6		1	16
	訪問入浴介護	4	1					
		11		4			2	1
	訪問リハビリテーション			2			2	
	居宅療養管理指導			5			4	
	通所介護	28	5	1	4			3
	通所リハビリテーション			7	3		4	1
	短期入所生活介護				3			
	短期入所療養介護			6	4	-		1
	特定施設入居者生活介護	3			1			*********
	福祉用具貸与	20						2
	特定福祉用具販売	1						
	居宅介護支援	88	18	10	14	1		13
	介護老人福祉施設	-						
	介護老人保健施設			2				
	介護療養型医療施設			18		3	2	2
	介護予防訪問介護	10	1					1
サー	介護予防訪問入浴介護							
	介護予防訪問看護	1						
ビ ス 種					 			
種 別	介護予防居宅療養管理指導							
	介護予防通所介護	1						
	介護予防短期入所生活介護			<u> </u>	 			
					1			
	介護予防特定施設入居者生活介護	· 						
	介護予防福祉用具貸与			 	 			
	特定介護予防福祉用具販売	1			†			
	夜間対応型訪問介護							
	認知症対応型通所介護	1			 			
	小規模多機能型居宅介護				 			
	認知症対応型共同生活介護	13	3					1
	地域密着型特定施設入居者生活介護							
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			-	 	·		
	介護予防認知症対応型通所介護	1						
	介護予防小規模多機能型居宅介護	<u>-</u>			 	·		
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1			 	 		
	合計	329	44	55	35	4	15	48

平成12年度~平成18年度までの「指定取消」処分のあった介護サービス事業所の年度別内訳

【都道府県別による分類(事業所数)】

V. HISY	E'I	深加	<u>1-0</u>	の万領(事業所数	()]							
											平成 18年度		合計
				平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	取消し	取消にか かる聴聞 通知後廃 止	合計	
1	北	海	道	0	3	11	7	4	16	3	0	3	44
2	青	森	県	0	0	0	2	0	0	0	1	1	3
3	岩	手	県	0	0	0	0	2	1	1	0	1	4
4	宮		県	0	0	2	0	8	1	0	0	0	11
5	秋	田	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山	形	県	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
. 7 8	福茨	<u>島</u> 城	県	0	0	0	<u>0</u> 3	6 0	2	0	0	0	9 5
9	栃	<u>%</u> 木	県	1	0	3	4	2	2 1	0	0	0	11
10	群	· <u>/\</u> ` 馬	県	0	1	4	3	2	0	2	0	2	12
11	埼	₹	県	0	6	2	0	0	ŏ	4	0	4	12
12	千	葉	県	0	0	1	0	6	0	2	0	2	9
13	東	京	都	0	3	4	3	5	4	24	0	24	43
14	神	奈 川	県	0	0	1	0	1	3	1	1	2	7
15	新	澙	県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
16	富	山	県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
17	石]	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福	井	県	0	0	0	0	2	10	0	0	∤	
19	Щ	梨	県	0	0	0	0	0	0	0			
20	長	野	県	0	0	0	4	0	0	0			
21 22	岐静	阜 岡	県	0	0	3	<u>3</u> 0	3	0	2	 		
23	愛	<u></u> 知	県	0	0	3 3	<u>-</u>	1	2 3	0	+		
24	三	<u>/</u> / 重	県	0	4	0	1	2 0	0	0			
25	滋	賀	県	0	0	<u>-</u>	3	7	2	2			1
26	京	都	府	0	3	30	12	1	10	3	+		ļ
27	大	阪	府	1	2	10	5	9	2	3	 		
28	兵	庫	県	0	1	2	0	1	1	6	0	6	
29	奈	良	県	0	0	2	1	0	0	3	0	3	6
30	和	歌 山	県	1	1	0	3	0	0	0	0	0	5
31	鳥	取	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32		根	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡	<u></u>	県	0	0	0	0	0	2	0			<u></u>
34	広	島	県	0	0	0	6	0	0	1			
35	山	<u> </u>	県	0	0	2	0	0	0	0		f	
36 37	徳玉	<u>島</u> 川	県 県	0	0	0	<u>1</u>	0	<u>-</u> 8	0	 	1	
38	香愛	<u>/!</u> 媛	県		0	2 0	2 0		2	0	 		
39	高	— <u>矮</u> 知	県	0	0	0	0	2 0	2	1	0	1	3
40	福	岡	県	0	0	0	20	3	8	7			
41	佐	賀	県	0	0	0	1	0	2	0			
42	長	崎	県	0	3	0	1	0	1	0		t	
43	熊	本	県	1	0	1	1	· 1	4	0	0	0	
44	大	分	県	0	0	0	0	5	0	0	0	0	
45	宮	崎	県	2	0	1	3	2	2	3		3	13
46	鹿	児島	県	0	0	0	13	2	2	3	0	3	20
47	沖	縄	県	0	0	0	2	1	1	0		 	
	合	計		7	30	90	105	81	96	71	2	73	482

介護保険指導監督体制の現状

介護保険施設等に対する指導監査担当職員数(平成20年1月4日現在)

1·総合計(都道府県·指定都市·中核市·市町村計)

	指	導監査担当職員数	
	専 任	兼務	計
本庁職員	302	6,601	6,903
出先機関職員	43	2,000	2,043
a	345	8,601	8,946

2.都道府県計

		指導監査担当職員数	
	専 任	兼務	計
都道府県本庁	175	487	662
都道府県の出先機関	43	1,744	1,787
ā	218	2,231	2,449

3.指定都市計

		指導監査担当職員数	
	専 任	兼務	計
指定都市本庁	46	150	196
指定都市の出先機関	0	196	196
計	46	346	392

4.中核市計

		指導監査担当職員数	
	専 任	兼務	it
中核市本庁	42	361	403
中核市の出先機関	0	60	60
計	42	421	463

5.市町村計

	指	導監査担当職員数	
	専 任	兼務	計
市町村	39	5,415	5,454
広域連合·一部事務組合	0	188	188
計	39	5,603	5,642

(注) 平成20年1月4日現在の都道府県及び市町村の指導監査担当職員数について、各自治体の報告に基づき、介護保険指導室において集計し取りまとめたものである。

都道府県指導監査担当職員数

			指	導監	<u> </u>	査 担 当	職員	数		
都道府県名		本庁				出先機関			計	
	専 任	兼務	合計	専行	£	兼務	合計	専 任	兼務	合 計
北海道	1	15	16		16	307	323	17	322	339
青森県		8	8			37	37		45	45
岩手県		7	7			33	33		40	40
宮城県		23	23			99	99		122	122
秋田県	3	8	11			10	10	3	18	21
山形県		8	8			33	33		41	41
福島県	6	2	8		1	51	52	7	53	60
茨城県	9	24	33			128	128	9	152	161
栃木県		11	11			27	27		38	38
群馬県	4	28	32			27	27	4	55	59
埼玉県	4	20	24					4	20	24
千葉県		10	10			51	51		61	61
東京都	36	***************************************	36					36		36
神奈川県	6	22	28		14	80	94	20	102	122
新潟県	7	1	8					7	1	8
富山県		13	13						13	13
石川県	5	12	17			20	20	5	32	37
福井県	3	6	9			61	61	3	67	70
山梨県		8	8			26	26		34	34
長野県		13	13			43	43		56	56
岐阜県		10	10			33	33		43	43
静岡県		9	9	-	2	19	21	2	28	
愛知県	5	8	13			111	111	5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	124
三重県	9	9	18					9	9	
滋賀県		6	6			74	74		80	
京都府		7	7			42	42		49	49
大阪府	29	17	46					29	17	46
兵庫県		6	6			63	63	 	69	
奈良県	4	9	13					4		
和歌山県	2	10	12			30	30	l	40	
鳥取県		5	5			22	22		27	27
島根県		28	28						28	
岡山県	10	1	11			43	43	10	44	
広島県	5	1	6			49	49	5	50	
山口県	2	9	11			40	40	 	49	51
徳島県		7	7			4	4	l	11	11
香川県	6	1	7		10	12	22		13	29
愛媛県		18	18			34	34	 	52	52
高知県	7	3	10					7	3	
福岡県		27	27	\		32	32		59	59
佐賀県		8	8						8	
長崎県	3	16	19					3	16	
熊本県		10	10	_		10	10	J	20	20
大分県	6	1	7					6	1	7
宮崎県		8	8			53	53		61	61
鹿児島県	3	8	11	,		30	30	h	38	41
沖縄県	- 3	6	6			10	10		16	16
都道府県計	175	487	662		43	1,744	1,787		2,231	2,449

指定都市·中核市指導監査担当職員数

指定都市			指	導監	査 担 当	職 員	数			
中核市名		本庁			出先機関			計		
	_ 専 任	兼務	合 計	専任	兼務	合計	専任	兼務	合計	
札幌市	6	16	22				6	16	22	
仙台市		8	8					8	8	
さいたま市	4	1	5				4	1	5	
千葉市	4	4	8		-		4	4	8	
川崎市		12	12					12	12	
横浜市	5	22	27		158	158	5	180	185	
新潟市		6	6		14	14		20	20	
静岡市		11	11		ļ			11	11	
浜松市		21	21				0	21	21	
名古屋市	3	9	12		24	24	3	33	36	
京都市	2	9	11				2	9	11	
大阪市		5	5				•	5		
堺市		9	9		 			9	9	
神戸市	5	1	6				5	5	16	
広島市 北九州市	11	5	16 8		-		11	2		
福岡市		9	9		 		0	9		
指定都市計	46	150	196		196	196	46	346	392	
函館市	- 40	7	7		7	7	70	14	14	
旭川市		4	4		 			4		
青森市		6	6					6	(
秋田市		4	4					4		
郡山市		11	11					11	1 1	
いわき市	1	10	11		4	4	1	14	15	
宇都宮市		9	9		<u> </u>			9	(
川越市		12	12		3	3		15	15	
船橋市	6	17	23				6	17	23	
横須賀市	6	15	21		20	20	6	35	4	
相模原市		19	19					19	19	
富山市	4	1	5				4	1		
金沢市	5	7	12				5	7	12	
長野市		14	14					14	14	
岐阜市	5	15	20				5	15	20	
豊橋市		10	10					10	10	
岡崎市		6	6		5	5		11	1	
豊田市		14	14					14	14	
高槻市		14	14		12	12		26	26	
東大阪市		5	5		3	3		8		
姫路市		5	5		3	3		8	{	
奈良市		11	11					11	1	
和歌山市	3	7	10		3	3	3	10	13	
岡山市	. 5	10	15	<u></u>			5	10	15	
倉敷市 (·	17	17					17	1	
福山市	1	9	10		ļ		1	9	10	
下関市		11	11					11	1	
高松市		10	10		 			10	10	
松山市		9	9					9		
高知市		13	13				<u> </u>	13	13	
長崎市		3	3		ļ			3		
熊本市		14	14					14	14	
大分市	5	15	20				5	15	20	
宮崎市 鹿児島市	1	13	14		ļ		1	13 14	14	

市町村指導監査担当職員数

都道府県名	市町村数	広域連合·一	部事務組合	指導	监査担当職	員 数
110 担心	山川町町数	団体数	構成市町村数	専 任	兼務	合 計
北海道	177	3	(11)	1	558	55
青森県	39			1	138	13
岩手県	35	4	(14)		89	8
宮城県	35				129	12
秋田県	24	2	(5)		83	8
山形県	35				116	11
福島県	58				135	13
茨城県	44			7	143	15
栃木県	30				104	10
群馬県	38				147	14
埼玉県	68	1	(3)	3	282	28
千葉県	54				180	18
東京都	62			17	270	28
神奈川県	29				125	12
新潟県	34				103	10
富山県	14	3	(9)		28	2
石川県	18				95	9
福井県	17	1	(2)	1	66	6
山梨県	28				95	9
長野県	80	3	(17)	2	177	17
岐阜県	41	3		1	94	9
静岡県	40		(0)	·	136	13
愛知県	59	1	(4)		158	15
三重県	29	3			97	9
滋賀県	26			1	76	7
京都府	25				89	8
大阪府	39	1	(3)		111	11
兵庫県	39		` , , , ,		191	19
奈良県	38			1	130	13
和歌山県	29				73	7
鳥取県	19	1	(3)	1	43	4
島根県	21	4:		<u> </u>	47	4
岡山県	25		··-/		90	9
広島県	21				99	9
山口県	21			1	89	9
徳島県	24	1	(2)	·	69	6
香川県	16		· · · · · · · ·		55	5
愛媛県	19			1	76	7
高知県	33	1	(5)	•	98	9:
福岡県	64	1		1	126	12
佐賀県	20	3	(16)		39	3
長崎県	22	1:	(3)		70	7(
熊本県	47				124	12
大分県	17	,			49	4:
宮崎県	29				112	11:
鹿児島県	45				154	154
沖縄県	41	1	(28)		45	4!
市町村合計	1,768	38		39	5,603	5,64

[※]市町村数は、1月4日時点の各都道府県の市区町村数から、指定都市、中核市を除いた数である

^{※()}内の構成市町村数は、市町村数の内数である

介護サービス事業者の指導監査に係る改正点

介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等

従前の指導監査(平成12~17年度)

【指導指針 平成12年度以降】

〇集団指導

介護サービス事業者を集め、講習方式で制度や報酬請求解釈等について周知

〇書面指導

前年の集団指導に参加しなかったサービス事業所等を対象に、「主眼事項及び 着眼点」に基づき、基準の遵守状況等に ついて確認

〇実地指導

施設サービス事業所は2年、居宅サービス事業所は3年に一度、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況及び運営状況、並びに報酬請求等の確認

【監査指針 平成12年度以降】

○監査

不正請求や実地指導に従わない事業所に対し、監査指針に基づき監査を実施

監査後の行政処分として、「指定取消」 を実施

~ 平成17年制度改正 -~

【指定の更新制度】

- □○指定の更新制の創設
- ・指定の効力に有効期間(6年) ・を設ける
- ! ○指定の拒否要件の創設

【事後規制の強化】

- ・市町村にも監査権限を付与
- 1・立入検査規程を導入
- |・基準違反に対して「改善勧告」|
- 「改善命令」を創設
- ・不正請求等に対して「指定の 対力の一部又は全部停止」を追り か

現行の指導監査(改正後)

【指導指針 平成18年度以降】

〇集団指導

- ・集団指導を強化し、指定制度、事後規制の理解の促進 (書面指導については全面的に廃止)
- 指定基準遵守の周知徹底
- 介護報酬請求に係る過誤・不正防止

〇実地指導

【介護保険施設等実地指導マニュアル 平成19年2月7日通知】

- ・利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束 廃止や虐待の防止等への取組に関する指導強化
- (監査の前置としての実地指導の取り止め)
- (常時実施するよう改正)
- (主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止しそれに伴う事前資料の作成・提出を不要とした)
- ・介護報酬の各種加算等について請求の不適正な取り扱いの是正

【監査指針 平成18年度以降】

〇監査

- ・法令等に基づき基準の遵守状況確認の徹底
- ・市町村への監査権限の付与による、監査体制の強化
- ・利用者等からの苦情や通報等に基づき、**立入検査等に** よる機動的な監査を実施
- ・不正請求や違反事項に応じた、「改善勧告」「改善命令」 「指定の効力の一部又は全部停止」「指定取消」の行政 処分の実施を強化



介 護 保 険 法(抜粋)

介護保険法(抜粋)

(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(帳簿書類の提示等)

- 第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等(居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。)に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた<u>被保</u> <u>険者</u>又は<u>被保険者であった者に対し</u>、当該介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給 付等対象サービス」という。)の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができ る。
- 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告等)

- 第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規 定は、前項の規定による権限について準用する。